

山武市連携協定書

山武市（以下、「甲」という。）、早稲田大学大学院環境・エネルギー研究科小野田弘士研究室（以下、「乙」という。）及び株式会社奥村組（以下、「丙」という。）は、次のとおり連携協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙が、相互の連携を強化し、2050年カーボンニュートラル達成に資する山武市における地域脱炭素化の推進を目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

（1）脱炭素社会の実現に関すること

（2）環境の保全及び防災対策の推進に関すること

（3）その他地域社会の活性化及び市民サービスの向上に関すること

2 甲、乙及び丙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施、促進するため、定期的に協議を行い、具体的な取組内容、実施方法及び費用負担その他の条件については別途取り決めるものとする。

3 乙及び丙は、第1項各号に定める取組の一部を、甲と協議の上、乙及び丙の関係機関及び関係会社を実施させることができる。

（守秘義務）

第3条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく連携により相手方から受領した情報について、第1条の定める目的の範囲内でのみ使用するものとし、相手方の書面による事前の承諾なく第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。

（1）相手方から受領したときに既に公知となっていたもの、または相手方から受領後、自らの故意または過失によらずして公知となったもの

（2）相手方から受領したときに既に保有していたもの、または相手方から受領後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの

（3）法令により開示を求められたもの

2 甲、乙及び丙は、本協定が理由の如何を問わず効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の前月末日までに、甲、乙及び丙のいずれかから本協定を締結しない旨の通知があ

った場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

2 甲、乙及び丙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって他の全ての本協定当事者に通知することで、本協定を解約することができる。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関わる疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙にて誠意をもって協議の上、円満に解決を図るものとする。

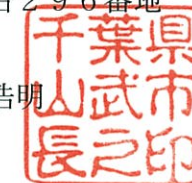
以上、本協定の証として本証3通を作成し、甲、乙及び丙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年 7 月 1 日

甲：千葉県山武市殿台2-9-6番地

山武市

山武市長 松下浩明



乙：東京都新宿区早稲田鶴巻町5-13-121号館509

早稲田大学大学院

環境・エネルギー研究科 小野田弘士研究室

小野田弘士



丙：東京都港区芝5丁目6番1号

株式会社 奥村組 技術本部

執行役員 本部長 岡田 章

